

1 処分を受けた税理士

氏 名： 塩谷 一樹

登録番号： 第105078号

2 処分の内容

平成30年6月29日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（自己脱税）

被処分者は、自己が職務執行者であるA社及びB社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、未完成の太陽光発電設備について、虚偽の引渡書や工事完了引渡証明書を基に完成したものとして仕入税額控除を行うことにより、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮して申告した。